

岩手県告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鉾ヶ崎第9地割 大石39番地27	ショートステイおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地 割67番地1	平成21年5月31日

2 認知症対応型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鉾ヶ崎第9地割 字大石39番地27	デイサービスセンターおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地 割67番地1	平成21年5月31日

3 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鉾ヶ崎第9地割 字大石39番地27	ショートステイおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地 割67番地1	平成21年5月31日

4 介護予防認知症対応型通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人孝仁会	宮古市崎鉾ヶ崎第9地割 字大石39番地27	デイサービスセンターおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地 割67番地1	平成21年5月31日